

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文 目次

○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（第一条関係）	1
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（第二条関係）	6

改 正 案	現 行
（師団） 第十条 師団は、師団司令部並びに次の各号のいずれかに掲げる部隊及び後方支援連隊一、施設大隊一、通信大隊一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は師団司令部、即応機動連隊、普通科連隊及び戦車連隊以外の部隊の数を増加し、若しくは師団司令部、即応機動連隊、普通科連隊及び戦車連隊以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。 一 即応機動連隊一、普通科連隊二、戦車連隊一、特科連隊一及び高射特科大隊一 二 （略） （削る） 三・四 （略） 五 普通科連隊三、特科連隊一、偵察戦闘大隊一及び高射特科大隊一 六〇八 （略） （自衛隊サイバー防衛隊） 第三十条の十八 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊として、<u>自衛隊サイバー防衛隊</u>を置く。	（師団） 第十条 師団は、師団司令部並びに次の各号のいずれかに掲げる部隊及び後方支援連隊一、施設大隊一、通信大隊一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は師団司令部、即応機動連隊、普通科連隊及び戦車連隊以外の部隊の数を増加し、若しくは師団司令部、即応機動連隊、普通科連隊及び戦車連隊以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。 （新設） 一 （略） 二 普通科連隊三、戦車連隊一、特科連隊一及び高射特科大隊一 三・四 （略） （新設） 五〇七 （略） （自衛隊指揮通信システム隊） 第三十条の十八 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊として、<u>自衛隊指揮通信システム隊</u>を置く。

2 自衛隊サイバー防衛隊は、自衛隊サイバー防衛隊本部及びネットワーク運用隊その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。

(自衛隊サイバー防衛隊司令)

第三十条の十九 自衛隊サイバー防衛隊の長は、自衛隊サイバー防衛隊司令とする。

2 自衛隊サイバー防衛隊司令は、陸将補、海将補又は空将補をもつて充てる。

(自衛隊中央病院及び自衛隊地区病院)

第四十四条 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の機関として、自衛隊中央病院及び自衛隊地区病院を置く。

2 (略)

3 自衛隊地区病院の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。

名称	位置	所掌事務
自衛隊札幌病院	札幌市	隊員及び第四十六条に規定する者の診療を行うとともに、診療に従事する隊員の当該専門技術に関する訓練及び医療その他の衛生に関する調査研究を行うこと。
(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	
自衛隊仙台病院	仙台市	

2 自衛隊指揮通信システム隊は、自衛隊指揮通信システム隊本部及びネットワーク運用隊その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。

(自衛隊指揮通信システム隊司令)

第三十条の十九 自衛隊指揮通信システム隊の長は、自衛隊指揮通信システム隊司令とする。

2 自衛隊指揮通信システム隊司令は、一等陸佐、一等海佐又は一等空佐をもつて充てる。

(自衛隊中央病院及び自衛隊地区病院)

第四十四条 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の機関として、自衛隊中央病院及び自衛隊地区病院を置く。

2 (略)

3 自衛隊地区病院の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。

名称	位置	所掌事務
自衛隊札幌病院	札幌市	隊員及び第四十六条に規定する者の診療を行うとともに、診療に従事する隊員の当該専門技術に関する訓練及び医療その他の衛生に関する調査研究を行うこと。
自衛隊大湊病院	むつ市	
自衛隊三沢病院	三沢市	
自衛隊仙台病院	仙台市	

自衛隊入間病院	入間市								
自衛隊横須賀病院	横須賀市								
(削る)	(削る)								
自衛隊富士病院	静岡県駿東郡小山町								
(削る)	(削る)								
(削る)	(削る)								
自衛隊熊本病院	熊本市								
(削る)	(削る)								
自衛隊那覇病院	那覇市								

(副院長)
第四十七条 病院に、副院長一人(自衛隊中央病院、自衛隊入間病院及び自衛隊横須賀病院にあつては、二人)を置く。副院長は、自衛官又は技官をもつて充てる。

2 自衛隊中央病院、自衛隊入間病院及び自衛隊横須賀病院の副院長は、防衛大臣の定めるところにより、当該病院の病院長を

(新設)	(新設)								
自衛隊横須賀病院	横須賀市								
自衛隊岐阜病院	各務原市								
自衛隊富士病院	静岡県駿東郡小山町								
自衛隊舞鶴病院	舞鶴市								
自衛隊佐世保病院	佐世保市								
自衛隊熊本病院	熊本市								
自衛隊別府病院	別府市								
自衛隊那覇病院	那覇市								

(副院長)
第四十七条 病院に、副院長一人(自衛隊中央病院にあつては、二人)を置く。副院長は、自衛官又は技官をもつて充てる。

2 自衛隊中央病院の副院長は、防衛大臣の定めるところにより、自衛隊中央病院の病院長を助け、院務を整理する。

助け、院務を整理する。

3 自衛隊地区病院（自衛隊入間病院及び自衛隊横須賀病院を除く。）の副院長は、当該病院の病院長を助け、院務を整理する。

4 副院長（自衛隊中央病院、自衛隊入間病院及び自衛隊横須賀病院にあつては、防衛大臣の指定する副院長）は、病院長に事故があるとき、又は病院長が欠けたときは、病院長の職務を行う。

別表第七（第五十条関係）

名称	位置
別府駐屯地	別府市
（削る）	（削る）
那覇駐屯地	那覇市
南那覇駐屯地	那覇市

3 自衛隊地区病院の副院長は、自衛隊地区病院の病院長を助け、院務を整理する。

4 副院長（自衛隊中央病院にあつては、防衛大臣の指定する副院長）は、病院長に事故があるとき、又は病院長が欠けたときは、病院長の職務を行う。

別表第七（第五十条関係）

名称	位置
別府駐屯地	別府市
南別府駐屯地	別府市
那覇駐屯地	那覇市
（新設）	（新設）

[

-

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（宿日直手当） 第十一条 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十九条の二第一項の政令で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務及び宿直勤務は、自衛隊の病院又は診療所（診療所にあつては、防衛大臣の定めるものに限る。）における次に掲げる勤務とし、同項の政令で定める額は、一般職に属する国家公務員の例による。 一 一三（略） 2（略） 附 則 1 一六（略） 7 前項に規定する者に対する夜間看護等手当の支給については、別表第五夜間看護等手当の項中「自衛隊の病院若しくは診療所（診療所にあつては、防衛大臣の定めるものに限る。）に勤務する」とあるのは「自衛隊法第八十三条の規定により派遣された」と、「准看護師」とあるのは「准看護師及びこれらに準ずる者として防衛大臣が定める者」と読み替えて、同項の規定を適用する。 別表第三（第八条の三関係）	（宿日直手当） 第十一条 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十九条の二第一項の政令で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務及び宿直勤務は、自衛隊の病院における次の各号に掲げる勤務とし、同項の政令で定める額は、一般職に属する国家公務員の例による。 一 一三（略） 2（略） 附 則 1 一六（略） 7 前項に規定する者に対する夜間看護等手当の支給については、別表第五夜間看護等手当の項中「自衛隊の病院に勤務する」とあるのは「自衛隊法第八十三条の規定により派遣された」と、「准看護師」とあるのは「准看護師及びこれらに準ずる者として防衛大臣が定める者」と読み替えて、同項の規定を適用する。 別表第三（第八条の三関係）

備考 (略)		自衛隊地区病院			自衛隊サイバー防衛隊 本部		組織の区分
		副院長	病院長		自衛隊サイバー防衛隊 司令		官職
		三種（防衛大臣の定める者にあつては、一種又は二種又は四種）	二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種又は二種又は四種）		一種		種別

備考 (略)		自衛隊地区病院			自衛隊指揮通信システム本部		組織の区分
		副院長	病院長		自衛隊指揮通信システム司令		官職
		三種（防衛大臣の定める者にあつては、一種又は二種又は四種）	二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種又は二種又は四種）		一種		種別

別表第五（第九条の七関係）

種 類	支給される職員の範囲	支 給 額
夜間看護 等手当	自衛隊の病院若しくは診療所 （診療所にあつては、防衛大 臣の定めるものに限る。）に 勤務する助産師、看護師若し くは准看護師のうち正規の勤 務時間による勤務の一部若し くは全部が深夜（午後十時後 翌日の午前五時前の間をいう 。以下同じ。）において行わ れる看護等の業務に従事する もの又は自衛隊の病院若しく は診療所に勤務する医師、薬 剤師、看護師その他の職員 のうち防衛大臣の定める職員で 正規の勤務時間以外の時間に おいて勤務の時間帯その他に 関し防衛大臣の定める特別な 事情の下で救急医療等の業務 に従事するもの	勤務一回につき 、次の業務の区 分に応じてそれ ぞれ次に定める 額 看護等の業務 次の場合の区分 に応じてそれぞ れ次に定める額 勤務時間が深夜 の全部を含む勤 務である場合 六千八百円（自 衛官である者に あつては、六千 四百五十円） 勤務時間が深夜 の一部を含む勤 務で深夜におけ

別表第五（第九条の七関係）

種 類	支給される職員の範囲	支 給 額
夜間看護 等手当	自衛隊の病院に勤務する助産 師、看護師若しくは准看護師 のうち正規の勤務時間による 勤務の一部又は全部が深夜（ 午後十時後翌日の午前五時前 の間をいう。以下同じ。）に おいて行われる看護等の業務 に従事するもの又は自衛隊の 病院若しくは診療所に勤務す る医師、薬剤師、看護師その 他の職員のうち防衛大臣の定 める職員で正規の勤務時間以 外の時間において勤務の時間 帯その他に関し防衛大臣の定 める特別な事情の下で救急医 療等の業務に従事するもの	勤務一回につき 、次の業務の区 分に応じてそれ ぞれ次に定める 額 看護等の業務 次の場合の区分 に応じてそれぞ れ次に定める額 勤務時間が深夜 の全部を含む勤 務である場合 六千八百円（自 衛官である者に あつては、六千 四百五十円） 勤務時間が深夜 の一部を含む勤 務で深夜におけ

	る勤務時間が四時間以上である場合 三千三百円（自衛官である者にあつては、二千九百五十円） 深夜における勤務時間が二時間以上四時間未満である場合 二千九百円（自衛官である者にあつては、二千五百五十円） 深夜における勤務時間が二時間未満である場合 二千円（自衛官である者にあつては、千七百二十円） 救急医療等の業務 千六百二十円

	る勤務時間が四時間以上である場合 三千三百円（自衛官である者にあつては、二千九百五十円） 深夜における勤務時間が二時間以上四時間未満である場合 二千九百円（自衛官である者にあつては、二千五百五十円） 深夜における勤務時間が二時間未満である場合 二千円（自衛官である者にあつては、千七百二十円） 救急医療等の業務 千六百二十円

備考

(略)

備考

(略)